

金融円滑化にかかる基本的方針

茨城県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、JAとともに地域に密着した金融機関として、「茨城県の豊かな自然と農業を守り育てることを通じて、社会や産業の発展に貢献すること」を、「当会の最も重要な使命」として位置付けております。

当会はこの使命を遂行するため、お客様に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、最も重要な役割のひとつと位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続（特定認証紛争解決手続）の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を

図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のとおり必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 理事長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 専務を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 営業部および農業部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、部内における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (4) 苦情・相談窓口の設置
営業部および農業部を金融円滑化にかかる相談窓口とします。
また、金融円滑化にかかる苦情については、総務部で受付けます。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

付 則

この方針は、平成22年2月1日から施行する。

この方針の改正は平成25年5月22日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

この方針の改正は平成28年4月1日から実施する。

この方針の改正は平成29年4月1日から実施する。

この方針の改正は平成29年10月24日から実施し、平成29年6月28日から適用する。

この方針の改正は2019年7月16日から実施し、2019年4月1日から適用する。

この方針の改正は2020年8月19日から実施し、2020年6月26日から適用する。

この方針の改正は2023年8月18日から実施し、2023年6月29日から適用する。

この方針の改正は2024年4月1日から実施する。